

東京都立図書館協議会 第26期第1回定例会議事録

平成25年7月1日（月）

都立中央図書館4階 第2・3研修室

午後2時58分～午後5時10分

出席者名簿

委員

(欠席者)

押尾 勲	委員	岸田 和明	委員
武山 洋二郎	委員	近藤 精一	委員
星野 喜代美	委員	齊藤 一誠	委員
小池 眞喜夫	委員	梨屋 アリエ	委員
坂倉 仁	委員	野末 俊比古	委員
岩崎 久美子	委員	原田 久義	委員

なし

都立図書館幹部職員

中央図書館長 管理部長 サービス部長

総務課長 企画経営課長 多摩図書館長

資料管理課長 情報サービス課長 地域教育支援部管理課長

説明者

知事本局政策担当部長

事務局

企画経営係長 企画経営担当係長

配布資料

都立図書館の概要

協議テーマ：読書活動の推進に向けた都立図書館の役割について（案）

東京から「言葉の力」を再生する（概要）

都立図書館における取組状況について

第26期東京都立図書館協議会委員名簿

東京都立図書館幹部職員等名簿

座席表

参考資料集

東京都立図書館協議会第26期第1回定例会

平成25年7月1日（月）

午後2時58分開会

【企画経営課長】 それでは、少し時間前ですけれども、全員揃いましたので、ただいまから第26期第1回東京都立図書館協議会を開会いたします。

本日は、お忙しいところお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

私、本日の司会進行役を務めさせていただきます、都立中央図書館管理部企画経営課長の吉井でございます。どうぞよろしく願いいたします。では、座って説明させていただきます。

まず、本日の委員の出欠についてでございますが、委員全員ご出席いただいております。したがって、都立図書館協議会運営規則第5条に規定する定足数を満たしており、本協議会は有効に成立いたしております。

次に、本日の大まかな日程でございますが、4時40分ごろまで次第に沿ってご協議いただきまして、その後、今回初めてということですので、館内の視察を予定しております。館内視察は30分ぐらいを予定しており、5時過ぎごろまでかかる可能性があります。ご都合のつく委員の方はぜひこの機会に館内をごらんいただければと思います。

続きまして、配付資料の確認をさせていただきます。

まず、一番上に本日の定例会の次第がございます。

次に、資料1といたしまして、A3横の資料、「都立図書館の概要」、資料2としまして、同じくA3横の「協議テーマ：読書活動の推進に向けた都立図書館の役割について（案）」、資料2-2としまして、「東京から『言葉の力』を再生する（概要）」、資料3としまして、「都立図書館における取組状況について」、こちらはA3横の5枚セットになっているものがございます。このほかに協議会委員の名簿、私ども都立図書館の幹部職員等名簿、それから本日の座席表をお配りしております。

さらに、都立図書館のご案内のチラシなどを封筒に入れたものを置かせていただいております。また、今後、協議を進めていくに当たりまして、協議に関連する関係法令や行政計画、過去の提言など、あるいは統計資料等をピンクのファイルに一括してファイルさせていただき、各委員にお配りさせていただいております。これは適宜協議の中でご使用いただければと思っております。

また、都立図書館では、読書活動の推進のため、さまざまな教材や印刷物を発刊いたしておりますが、これらのサンプルを一式、これは黄色いフォルダーにセットして配付をさせていただきます。また、「これならできる！ 自由研究－111枚のアイデアカード集」を、テーブルの上に置かせていただいておりますので、必要に応じて適宜ご使用いただければと思っております。配付資料については以上でございます。

何か足りないものがありましたらお申しつけください。

次に、この会の情報公開についてご説明申し上げます。当協議会におきましては、会議は原則として公開としております。会議の内容は議事録を作成しまして公開するとともに、都立図書館及び東京都教育委員会ホームページ上に公開いたします。非公開にする必要があると考えられる場合には、その都度皆様にお諮りをして決定していただくことになっておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、本日の傍聴者は1名でございます。

続きまして、第26期東京都立図書館協議会の委員の方々を名簿順にご紹介させていただきます。お手元の「第26期東京都立図書館協議会委員名簿」をごらんください。

では、順次ご紹介させていただきます。

まず初めに、東京都立南多摩中等教育学校長兼東京都立南多摩高等学校長でいらっしゃいます押尾勲委員でございます。

【押尾委員】 どうぞよろしくお願いいたします。

【企画経営課長】 続きまして、帝京大学中学校・高等学校長でいらっしゃいます武山洋二郎委員でございます。

【武山委員】 よろしくよろしくお願いいたします。

【企画経営課長】 続いて、文教大学附属中学・高等学校長でいらっしゃいます星野喜代美委員でございます。

【星野委員】 星野でございます。よろしくどうぞお願い申し上げます。

【企画経営課長】 次に、港区教育委員会教育長でいらっしゃいます小池眞喜夫委員でございます。

【小池委員】 小池でございます。よろしくお願いいたします。

【企画経営課長】 続いて、八王子市教育委員会教育長でいらっしゃいます坂倉仁委員でございます。

【坂倉委員】 坂倉です。よろしくお願いいたします。

【企画経営課長】 続いて、国立教育政策研究所生涯学習政策研究部総括研究官でいら

っしやいます岩崎久美子委員でございます。

【岩崎委員】 岩崎でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

【企画経営課長】 続いて、慶應義塾大学文学部教授でいらっしやいます岸田和明委員でございます。

【岸田委員】 どうぞよろしくお願ひいたします。

【企画経営課長】 続いて、東京学芸大学大学院教育学研究科教授でいらっしやいます近藤精一委員でございます。

【近藤委員】 どうぞよろしくお願ひいたします。

【企画経営課長】 続きまして、国際基督教大学学長特別補佐でいらっしやいます齊藤一誠委員でございます。

【齊藤委員】 齊藤と申します。よろしくお願ひいたします。

【企画経営課長】 次に、児童文学作家であり、法政大学非常勤講師でいらっしやいます梨屋アリエ委員であります。

【梨屋委員】 梨屋と申します。よろしくお願ひいたします。

【企画経営課長】 続きまして、青山学院大学教育人間科学部准教授でいらっしやいます野末俊比古委員でございます。

【野末委員】 よろしくお願ひします。

【企画経営課長】 国立国会図書館電子情報部主任司書でいらっしやいます原田久義委員でございます。

【原田委員】 よろしくお願ひします。

【企画経営課長】 以上、12名の方が今26期の都立図書館協議会委員でございます。なお、齊藤委員、野末委員につきましては前期からの継続の委員でございます。引き続きよろしくお願ひします。

続きまして、私ども都立図書館の幹部職員の紹介をさせていただきます。お手元に配付いたしました「東京都立図書館幹部職員等名簿」をご参照ください。

まず、都立中央図書館長の庄司でございます。

【中央図書館長】 庄司です。よろしくお願ひいたします。

【企画経営課長】 管理部長の舟橋でございます。

【管理部長】 舟橋でございます。よろしくお願ひいたします。

【企画経営課長】 サービス部長の森田でございます。

【サービス部長】 森田です。よろしくお願ひいたします。

【企画経営課長】 管理部総務課長の西原でございます。

【総務課長】 西原です。よろしくお願いいたします。

【企画経営課長】 同じく多摩図書館長の斎藤でございます。

【多摩図書館長】 斎藤でございます。よろしくお願いいたします。

【企画経営課長】 サービス部資料管理課長の工藤でございます。

【資料管理課長】 工藤でございます。よろしくお願いいたします。

【企画経営課長】 同じく情報サービス課長の林でございます。

【情報サービス課長】 林でございます。よろしくお願いいたします。

【企画経営課長】 また、都立図書館の所管部署でございます教育庁地域教育支援部管理課長の鈴木でございます。

【地域教育支援部管理課長】 鈴木でございます。

【企画経営課長】 以上、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、最初に、本日の流れについてご説明いたします。式次第をごらんください。

本日の議事でございますが、「都立図書館の概要について」、次に「協議テーマの決定」、この後、休憩を挟みまして、「都立図書館における取組状況について」となっております。なお、協議テーマの決定後、東京都全体の取り組みについて、知事本局政策部の小室政策担当部長からご説明いただく予定になっております。議事終了後、事務連絡を挟みまして閉会となりますが、その後、30分程度の館内視察を予定しております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事に先立ちまして、館長の庄司からご挨拶を申し上げます。

【中央図書館長】 改めまして、都立中央図書館長の庄司でございます。

このたびは第26期都立図書館協議会の委員にご就任いただきまして、厚くお礼を申し上げます。2年間の任期となりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

本協議会は、都立図書館の運営に関し、委員の皆様から図書館サービスについて専門的な見地からご意見をいただく場でございます。これまで都立図書館におけるサービスの方向性などに関しまして、貴重なご提言や答申をいただいているところでございます。

さて、国は本年5月に、「第三次子どもの読書活動の推進に関する基本計画」を策定いたしました。この計画では、依然として子どもの読書離れが課題であるとされ、各種施策のさらなる充実が求められているところでございます。読書は生活するために必要な言語力、表現力、読解力をはぐくむ上で重要でございますが、依然として子どもの読書離れが課題となっております。都立図書館といたしましても、豊富な蔵書、司書の専門性といった強

みを生かし、今後、従来にも増してさらなる取り組みを進めていくことが必要と考えております。

このような観点から、今期の協議テーマにつきましては、「読書活動の推進に向けた都立図書館の役割について」を案としてご提示させていただきたいと考えております。また、本協議会では、都立図書館が行う自己評価に際しまして、各委員の皆様からご助言をいただくことにもなっております。この点におきましてもどうぞよろしくお願いいたします。

簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

【企画経営課長】 では、続きまして、本協議会の議長及び副議長の選出に入りたいと思います。

議長、副議長の選任についてでございますが、規則に基づきまして、議長及び副議長は協議会の委員の互選により定めるものとされております。どなたが適任か、ご推薦をお願いいたします。

【齊藤委員】 国際基督教大学の齊藤と申します。

僭越ながら、議長に近藤委員を推薦させていただきたいと存じます。近藤委員は、かつて都の教育庁の理事を務めておられまして、教育行政に大変精通されておりますし、この種の会議には非常にご経験が深いと伺っておりますので、推薦させていただきたいと存じます。

それから、副議長に岸田委員を推薦させていただきたいと存じます。岸田委員は、図書館情報学をご専攻で、その研究を通じて図書館全般に関して豊富な知識をお持ちで、精通しておられますので、そのお二方を議長、副議長に推薦させていただきたいと存じます。

【企画経営課長】 ありがとうございます。

ただいま議長と副議長について齊藤委員からご推薦いただきましたが、皆様、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【企画経営課長】 ありがとうございます。

それでは、議長につきましては近藤委員、副議長につきましては岸田委員をお願いしたいと存じます。

大変恐縮ですが、座席の移動をお願いいたします。

(議長席、副議長席へ移動)

【企画経営課長】 それでは、近藤議長、岸田副議長の2人から一言ずつご挨拶をお願いいたします。

【近藤議長】 皆さん、こんにちは。ただいま議長を仰せつかりました近藤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、この後、今期の協議テーマが決定されるかと思いますが、その協議会テーマの提言に向けまして、副議長の岸田委員とともに力を合わせながら、円滑な議事運営を進めてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

【岸田副議長】 副議長を仰せつかりました岸田でございます。

ご紹介いただきましたように、図書館情報学の専門家として、その視点から何とか尽力したいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

【企画経営課長】 では、これからの議事進行につきましては、近藤議長にお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

【近藤議長】 それでは、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本日の会次第に従いまして、議事に入らせていただきたいと思えます。

議題の第1番目は、「都立図書館の概要について」となっております。

事務局からご説明をお願いいたします。

【企画経営課長】 それでは、今期から新たに委員となられた先生も数多くいらっしゃいますので、まず、都立図書館について概要をご説明して、ご理解いただければと思っております。お手元の資料1、「都立図書館の概要」に沿ってご説明をいたします。

それでは、資料1をごらんください。「都立図書館の概要」のI、「運営」の「関係法令等」についてでございます。

都立図書館の設置根拠につきましては、図書館法第十条に「公立図書館の設置に関する事項は、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。」とございまして、東京都立図書館条例第一条に「東京都に図書館法第十条の規定に基づき、東京都立図書館を設置する。」となっております。

また、図書館の設置とは直接関係ございませんが、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」の改正をされたものが昨年12月19日に文科省から告示されております。その中に、「都道府県立図書館は、(中略)、当該都道府県内の図書館の求めに応じて、それらの図書館への支援に努めるものとする。」という役割が引き続き規定されております。ちなみに、この関係法令の詳細につきましては、この赤いファイルに一式、ナンバー1で綴じてございますので、適宜ご参照いただければと思えます。

次に、「基本方針」についてご説明をいたします。都立図書館は、館の運営方針並びにサービスについての事業方針を定めておりまして、その基本方針として以下6つの方針を

掲げてございます。

まず、1としまして、「都立図書館は、中央図書館を統括機能の有する中心館とし、多摩図書館を合わせて一体的な運営を行うとともに、各館が機能及びサービスを分担する。」ということの方針としております。また、2としまして、「都立図書館は、(中略)、経営的視点を重視した運営及び事業を展開する。」。3として、「都立図書館は、来館者、非来館者を問わず、(中略)、利用者の多様な学習活動や調査研究活動を支援する。」。これは、インターネットの普及に伴い、さまざまなコンテンツですとか検索サービスなどを充実していくことを示唆したものでございます。次に4としまして、「都立図書館は、資料の継続的、網羅的な収集を行うとともに、(中略)、図書館資料の長期的保存を図る。」ことを基本方針としております。また、5として、「都立図書館は、都内公立図書館や学校等への協力支援を行うとともに、都内公立図書館の相互協力ネットワーク化を促進する。」、これは先ほどの望ましい基準に沿った方針でございます。最後に6として、「都立図書館は、図書館未整備地域に対し、補完サービスを行う。」。以上のような基本方針を掲げてございます。

次に、都立図書館の組織でございますが、ごらんのように都立中央図書館がございまして、管理部、サービス部の2部から成っております。管理部は総務課、企画経営課、多摩図書館、2課1館、サービス部が資料管理課、情報サービス課の2課で組織されております。

職員定数につきましては、右側でございますように、管理部が39名、サービス部が67名で、合計106名でございます。このうち司書の数が80名になっております。

なお、東京都立図書館協議会は、都立中央図書館長の諮問に応じるとともに、図書館サービスについて意見を述べる役割を担っております。

それでは、右側のⅡの「基本事業」のところをごらんください。

「都民の調査研究・学習活動への支援」ということで、都立図書館はいわゆる貸出サービスは行っておりませんが、閲覧サービスを行っております。都立図書館は公立図書館としては最大級の蔵書を有しており、中央図書館で186万冊、うち開架が35万冊、多摩図書館が61万冊、うち開架が3.8万冊でございます。座席数は、中央図書館1,000席、多摩図書館158席ございまして、パソコン専用席やグループ閲覧席など多様な利用目途に対応してございます。また、オンラインデータベースやインターネットなどのサービスを提供しております。

2としまして、レファレンスサービスを行っております。ノウハウの蓄積や現場で培った能力を活用し、専門性の高い司書職員が調査をして、来館、あるいは電話、メール等多

様な方法で対応してございます。

次に、重点的情報サービスでございますが、中央図書館では、都民ニーズが高い分野の資料（都市・東京、ビジネス、健康・医療、法律）について1階に集中配架するとともに、講演会、相談会、就職活動セミナー、企画展示等、暮らしや仕事の課題解決機能の充実を図っております。また、多摩図書館では、一般雑誌から学術雑誌まで幅広く1万6,000誌以上を東京マガジンバンクとして提供しており、また、おはなし会や各種イベントを児童・青少年資料サービスとして実施してございます。

それでは、右側のほうのご説明に移ります。「都内公立図書館・学校等への支援」について、幾つかご紹介をいたします。

都内公立図書館への協力・支援につきましては、東京都の図書館サービス全体の向上に寄与するため、都内の公立図書館への協力・支援を行っております。例えば協力貸出、協力レファレンス、研修等、多様な協力事業の展開、区市町村間の相互協力の支援、講演会、新館見学会等の開催や館長連絡会等を通じた情報交換などを実施しております。

次に、学校支援といたしまして、各教育委員会や各学校が取り組む児童・生徒の学力向上や読書活動の振興などの教育活動を支援しております。具体的には、読書活動に関する情報提供と学校支援、ツール等の作成及び配布、児童・生徒の職場体験及び就労体験の受け入れ、障害のある児童・生徒の読書活動への支援といったことを行っております。

また、政策立案支援として、都庁の各局が政策立案に必要となる情報、資料等の提供をいたしております。

最後に、Ⅲの「協議会提言を受けた取組」として、直近の提言に対する取り組みについて幾つか触れさせていただきます。

まず、第23期都立図書館協議会では、「『都立図書館自己評価』の導入」という提言をいただきましたが、これにつきましては、「都立図書館自己評価」を翌年から実施いたしまして、現在も毎年ホームページで公開をいたしております。

次に、第24期の都立図書館協議会では、「電子図書館機能の充実」ということで、例えば電子書籍の導入、あるいは江戸・東京に関するデジタルアーカイブの公開といったことが提言されておりますが、電子書籍の導入については今年度中に開始予定でございます。また、デジタルアーカイブの公開については、今年の5月に開始をしております。

次に、第25期都立図書館協議会の提言としまして、「都民の課題解決に役立つ図書館を目指して」ということで、質の高いサービスを実現させるために、以下、ステップ1からステップ4までの枠組みでステップアップを図るという提言をいただいております。これ

につきましても、現在、順次着手しているところでございます。

以上、大変雑駁ではございますが、都立図書館の概要説明でございます。

【近藤議長】 ありがとうございます。ただいま都立図書館の概要につきまして説明をいただきましたが、これにつきまして何かご質問等がございましたら上げていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。何かご質問はありませんか。

【坂倉委員】 今、貸し出しとか、協力とか、その辺のところはしっかり出ていたんですけども、私が思う公共図書館の役割としては、図書館法——ここは第一条はあえて入っていないんですけども、資料の収集・保存があると思うのです。もしよろしかったらその辺のところの概要を、貸し出しの仕事として割と閉架に近いようなやり方をしている、そういう意味では非常に資料収集を大事にしているのはわかるのですけれども、例えば国立国会図書館なんかだとかなり電子化も進んでいますので、そこも含めて今どんなような形でいっているか、ちょっとお話だけでも。

【資料管理課長】 資料の収集につきまして、1年間に新刊図書が約7万冊発行されております。このうち約3万5,000冊を毎年購入しております。それ以外にも寄贈がございますので、寄贈資料につきましては、当館の資料収集基準に基づいて判断させていただいた上で収集をしております。

また、保存につきましては、後で館内視察の際にご覧いただきますが、都立図書館は独自に資料保存室を設けております。出版から相当年数が経った本や館外への協力貸出や館内をご利用になったときに、資料が破れたり壊れたりいたしますので、破損した資料について、一部外部への委託もありますが、館内で修復ができる体制をとっております。

電子書籍につきましては、現在、鋭意努力をしているところでございまして、図書館に向けて販売をしていただける資料につきまして収集し、電子書籍という形で来館のお客様に見ていただくような方向で実現を目指しているところでございます。

【情報サービス課長】 デジタル化につきまして補足をさせていただきますと、当館は貴重資料ということで、江戸期から東京に至るまでのかなり当館しか持っていない貴重な資料を数多く所蔵してございます。それらにつきまして原本を保存しつつ、かつ利用に供していただけるようにということで、今の資料1の右下のところの2のイ、「江戸・東京に関するデジタルアーカイブの公開」というところにも一言記載してございますが、愛称を「TOKYOアーカイブ」という形で私どもの貴重資料をデジタル化して、それを公開できるというベースを5月に発足させておりまして、そちらからもかなり精度のいい形でご利用に供しているということでございます。よろしくお願いたします。

【中央図書館長】 国立国会図書館とはかなり離されてはいますけれども、全国の公共図書館の中では都立中央図書館はトップを走っているというふうに自負しておりますので、予算も含めて、収集、デジタル化については今後ますます力を入れていきたいと思っております。

【坂倉委員】 ぜひここでよろしくお願ひしたいんですが、ご承知のとおり、4年ほど前にいわゆる多摩の関係の資料を八王子のほうで受けさせていただきました。当時、私は図書館長だったんですけれども。それはそれで今八王子のほうで使っているんですけれども、今あったような東京都としての貴重な資料については、ぜひ紙もそうですけれども、今後、先の利用者に使えるような形でお願ひしたいなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

【近藤議長】 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

議長のほうから質問してはいけないのかもしれませんが、Ⅲ点目に「協議会提言を受けた取組」とございますね。そこで『都立図書館自己評価』の導入」とございますが、これは言葉どおり自己評価というふうには受けとめてよろしいわけですか。外部からの評価はないということと考えていいわけでしょうか。

【企画経営課長】 まず、都立図書館として実施しまして、その評価の結果についてこの協議会でご提示をさせていただいて、そこでいろいろ意見をいただく。その意見に基づいて、またブラッシュアップをよりしていくという形をとっております。ですので、自己評価をさらに、第三者の機関としてこの協議会を活用させていただいているということでございます。

【中央図書館長】 補足しますけれども、病院のように外部に委託して第三者評価をして、意見をもらって改善をするというのではなくて、みずからのところの自己評価をこの協議会の中で判定させていただいて、改善をしていくという形をとっております。

【近藤議長】 いわゆる教育基本法が改正されてから、教育委員会の点検・評価が行われるようになりましたですね。その土壌にはのっかっていないということですか。

【企画経営課長】 そうですね。それとはまた別で、これはあくまでも5年前の提言、23期の提言に基づいて、それ以降、自己評価の実施を毎年行っているということですね。

【管理部長】 ですから、図書館協議会のご議論を経て、23期の協議会の提言として提示をされて、それから都立図書館として自己評価を行っているということです。本協議会では、昨年度の自己評価につきましても、第2回目にご提示申し上げたいと思っております。

ます。

【近藤議長】 今回のテーマということではなくて、今、図書館の概要について説明がございましたものですから、この図書館全体の評価についてどのようになっているのかということをお聞きしたわけですね。

【管理部長】 外部評価というのは、基本的には直接、近藤委員ご指摘のものはございません。

【近藤議長】 わかりました。

【坂倉委員】 ただ、自己評価の前提として利用者アンケートみたいなものを使って、それを反映しているんじゃないですか。そういうところもお話ししないと、いかにも内部だけでやっているようにとられるので、それをやるためには前提として利用者アンケートはとっていますよ、こうですよということをお話ししたほうがいいんじゃないかと私は思うんです。

【企画経営課長】 自己評価とはまた別なんですけれども、「利用実態・満足度調査」というのを毎年度実施しております、それは図書館を利用されている方からいろいろご質問して、それに基づいて改善につなげていくというようなことを一方ではしております。

【近藤議長】 それでは、ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、続きまして、(2)の「協議テーマの決定」に入りたいと思います。

事務局からは既に案といたしまして、「読書活動の推進に向けた都立図書館の役割について」を示されておりますので、提案の理由等につきましてご説明をお願いいたします。

【企画経営課長】 それでは、資料2をごらんください。

今期の協議テーマでございますが、事務局といたしましては「読書活動の推進に向けた都立図書館の役割について」を協議テーマとしてご提案いたします。

このテーマの考え方でございますけれども、読書は、生活するために必要な言語力、表現力、読解力をはぐくむ上で重要であります。依然として子どもの読書離れが課題となっている状況でございます。このため、都立図書館は豊富な蔵書や司書の専門性などの強みを生かして、これまで以上に読書活動を推進していくべきであるということでございます。これについてさらに詳しくご説明をいたします。

まず、Iの「現状」のところでございますが、国立青少年教育振興機構の「子どもの読書活動の実態とその影響・効果に関する調査研究」によりますと、子どものころに読書活動が多い成人ほど、「未来志向」「社会性」「自己肯定」「意欲・関心」「文化的作法・教養」

「市民性」のすべてにおいて意識・能力が高い傾向にあるという調査結果が報告されております。

また、一方で、これは毎日新聞社の読書世論調査、平成24年度のものによりますと、16歳以上の男女の49%、16歳～19歳の青少年の52%が「1カ月に1冊も本を読まない」という結果が出ております。また、文化庁「国語に関する世論調査」によりますと、「1カ月間に1冊も本を読まない」と回答した割合が46.1%もございまして、ここ数年での10代の増加が著しいなど、若年齢層を中心とした読書離れが進んでいるといった実態がございまして。

次に、こうした中、国や東京都などの動きを見ていますと、まず、国の動きといたしまして、「第三次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」、これは今年の5月に文科省が発表いたしました。この計画では、子どもの読書活動の現状に関して、学校段階が進むにつれて読書離れが進む傾向や、地域における取り組みの格差、学校図書館の資料だけでは整備が不十分などの課題が見られるとして、今後、おおむね5年間の基本的方策と読書活動の推進に向けた方策を定めてございまして。計画期間は平成25年度から29年度までとなっております。この国の第三次計画につきましては、参考資料の2にファイルしております。

次に、東京都の動きとしましては、「『言葉の力』再生プロジェクト」の展開ということで、平成22年の4月から東京都は全庁的なプロジェクトといたしまして、「『言葉の力』再生プロジェクト」に着手をし、言語能力の育成に取り組んでおります。これにつきましては、後ほど直接所管をいたしております知事本局のほうからご説明をしていただくことになっております。

次に、東京都教育委員会の取り組みについてでございますが、教育庁地域教育支援部は、「第二次東京都子供読書活動推進計画」を策定しまして、この計画に基づいて区市町村の取り組みの推進、公立図書館の充実など子どもの読書活動を推進しているところでございます。この計画期間は平成21年から25年度までということになっております。

また、同じ教育庁の指導部というところで、平成23年度から「言語能力向上推進事業」に着手をいたしております。公立学校195校をこの事業の推進校として指定し、朝読書、読み聞かせ、図書館の利用など読書活動の推進等を実施しているところでございます。この東京都教育委員会の取り組みにつきましては、次回、第2回の定例会、この協議会の場でそれぞれ所管のほうからより詳しいご説明をしていただく予定になっております。

次に、右側の「学校・行政・民間の取組み」ということで、これは私どもが把握できて

いる範囲でざっと触れておきたいと思います。

まず、学校の取り組みといたしまして、公立学校では今申し上げた「言語能力向上推進事業」に基づきまして読書推進活動を実施しているところでございます。また、私立学校はさまざまな取り組みをしておりますが、一部の学校では国語の授業として読書会、学校図書館の行事としてのブックトークなどを実施しているとのことでございます。

また、大学生・若手の社会人を対象とした取り組みとしましては、例えば一部の大学では「ビブリオバトル」を研究室や大学図書館主催で実施をしていると聞いております。また、社会人では、言語能力を高める研修を実施する企業があるほか、都においても『言葉の力』再生プロジェクトに基づきまして、職員研修や職業能力開発センターにおいて「言語力研修」を実施しているところでございます。

次に、都内の公立図書館の取り組みとして、定期的なおはなし会や読み聞かせ、中高生向けの図書館事業を企画・実施しているところでございます。また、管下の学校に対する支援、本の貸し出しや学校訪問、図書館訪問の受け入れなどを実施している図書館も多いと聞いております。

最後に、民間の取り組みでございますが、本や雑誌、電子書籍等の発行を契機に、広く文字・活字文化に触れる機会をつくっており、例えば読書習慣の実施、ビブリオバトルの開催、言語力検定、電子書籍の配信などにより読書の推進に寄与しております。近年、民間と東京都が連携して、都民参加型イベントの実施や「ブックリボン運動」の協力などを展開してございます。

最後に、以上から、「協議テーマ選定の理由」でございますが、上記のⅢのように、学校、行政、民間ではそれぞれ独自の取り組みを行っているわけでございますが、今後さらに読書活動を推進していくため、学校等が公立図書館——これは都立図書館も含めて、図書館に対してどのようなことを求めているのか、あるいは期待しているのかといった、その辺のニーズをまず明らかにする必要があると考えております。

また、都立図書館では、「第二次東京都子供読書活動推進計画」等に基づきまして、児童・青少年を中心とする読書活動の推進に取り組んだところですが、Ⅰの「現状」やⅡの「行政の動き」を踏まえて、これまでの取り組み内容の検証や他の公立図書館に対する支援のあり方を検討した上で、都立図書館が果たすべき役割について改めて明確にする必要がございます。

以上から、今期の協議テーマは「読書活動の推進に向けた都立図書館の役割について」ということをご提案をしたいと考えております。なお、本テーマの対象でございますが、

乳幼児から社会人として、読書習慣を身につけることが重要であるということから、やはり特に児童・青少年、小学生から大体高校生ぐらいまでを重点に置くことと考えております。

また、読書活動の定義としては、これは単に本を読むということだけではなくて、調べ学習や課題解決のための資料を参照することも含むこととしたいと考えております。

以上、協議テーマの提案についての説明は以上でございます。

【近藤議長】 ありがとうございます。事務局から協議テーマの案についてご提案がございました。

ただいまご説明いただきましたことにつきまして、委員の皆様からご意見、ご質問等がございますでしょうか。

【梨屋委員】 「考え方」の部分で、「依然として子どもの読書離れが課題となっている」ということです。「現状」のところでは、2で16歳以上と青少年の例が出ていますが、児童の数値が出ていないですね。統計では特に取り立てて急に離れているというよりは、学校などの読書活動で読んでいる子はかなりふえているという現状だと思うんですけども、それに関しては何か……。

【近藤議長】 あわせて、この「考え方」の位置づけがどういう位置づけになっているのかちょっとわからないものですから、それも含めて説明していただけますか。

【企画経営課長】 この協議テーマの「読書活動の推進に向けた都立図書館の役割について」ということの趣旨といいますか、それを端的にここでお示ししたということがございます。こういう考え方でこのテーマを進めていきたいと。

【近藤議長】 それは「協議テーマ選定の理由」で示されているわけですね。そここの「考え方」が必ずしも一致していないような感じがあったものですからね。かえってこの「考え方」があるために、何か焦点がぼけてしまうような感じもあるものですから、多分、梨屋委員もそのあたりの指摘ではないかと思っているのですけれども、それも含めてご説明いただければと思っております。

【企画経営課長】 詳細については今ご説明したような現状があり、また、いろいろ行政の取り組みですとか、各学校とか民間の取り組みでそれぞれ取り組んではいるのですが、実態としてはやはりまだ十分に改善し切れていないと。現状でいいんだということではなくて、まだまだ読書の推進をしていくべきであるということで、やはり一層進めていくために、都立図書館としてその専門性や豊富な蔵書というものをもっともっと生かして、そういった実態を少しでも改善していくべきであるということを下で詳細にご説明

したんですけれども、それを端的に「考え方」としてここにお示ししたということなんです。今、梨屋委員がおっしゃられた子どもの読書離れについては、確かに小学生とかはある程度改善もされております。

【管理部長】 先月、5月に国から子どもの読書の基本的な計画、参考資料の2でお配りしているわけですが、その4ページに記載されております。現状の中には、幼児、小学生の部分が抜けているというのはおっしゃるとおりだと思いますが、学校段階が進むにつれて読書離れが進む傾向ということをつ捉えたことによりまして、ちょっと16歳のほうにシフトしておりますけれども、不読率が小学生で4.5、中学生16.4、高校生53.2、学校段階が進むに連れて読書離れが進むということをつ捉えて、今回のこのテーマの焦点について「児童・青少年」と置かせていただいているところでございます。

ですから、6歳から歴然と読書離れが進んでいるということでもないのかなと思います。言葉足らずでございますが、学校段階が進むにつれて進んでいるということであると思います。これは、昨年度の全国学校図書館協議会の学校読書調査によるとということでございますが、国でもこれを捉えて5月に提言がされているということでございます。

【中央図書館長】 若干補足をしますが、このピンクのファイルのインデックスの3というところがあるんですが、「第二次東京都子供読書活動推進計画」の8ページの下第4の「計画の目指すもの」、ここに現在（平成19年度）、未読書率で小学校の2年生が5.8、それから学年が上がるにつれて未読率が上がっていくと。これを今の第二次の計画で平成25年度、今年度までに、矢印の右にありますような形で未読率を下げたいということで東京都は取り組んでいるところでございます。

それから、図書館に関しましては、この中央図書館は昭和59年をピークとしまして、1日当たりの入館者が1,500人から現在は1,000人まで、約3分の2まで入館者が落ちております。この件はいろいろ分析しておりますが、その間に区市町村の公共図書館がふえた、3割ぐらいふえているということもあります。やはり我々が今回のターゲットとしている若者の読書離れというのも、この入館者数の減に寄与しているのではないかと考えておりますので、そこら辺についてもぜひ読書の活動をふやしていきたいと考えております。

【梨屋委員】 入館者が減ったというデータで、年齢別には出ているんですか。

【中央図書館長】 今、具体的にここで提示できるものはないんですが。

【梨屋委員】 若者が図書館に来なくなったということなんですか。

【中央図書館長】 ええ。それは実際に、従来は高校生だとか、そういった年齢層が多

かったものが、目に見えて近年は全くいらっしゃっていない、入館していないということもあります。実際にどの年代がどういうふうに減っているかというのは、今お示しするものは手元にありません。

【管理部長】 都立図書館は入館者登録というものをしていないんですね。ですから、年齢については基本的には把握できるツールがございません。入館するときに入館証をお渡しして、それをご利用いただくということなんです。先ほど申し上げたような満足度調査等々のときに、アンケートで年齢を10代、20代という形でカウントすることはしております。

【サービス部長】 この都立の図書館なんですが、平成14年度までは高校生以上でないと入れなかったんですね。それ以降は年齢制限をしていないと。赤ちゃんでも入れるということで、ちょっと比べるのは難しい部分があります。ただ、我々の印象として、高校生がもっと利用していただいてもいいんじゃないかなというような感覚は持っているんですね。感じというんでしょうか。そういう印象は受けます。

【梨屋委員】 それだと、高校生に利用してほしいという希望であって、高校生が来なくなったという事実とは違うのではないかということと、あと子どもの読書離れというのではなく、高校生、青少年の読書離れが問題なのではないかと思うんですが、なぜ一緒に「子ども」として扱うんですか。

【近藤議長】 今日は高校の先生たちもいらっしゃっているかと思しますので、その辺も含めてご意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

【星野委員】 感覚で申しわけないんですが、明らかに子どもたちの読書量は、自分で進んで行く読書というのは若干減っているかなという気がします。恐らく小学校その他でこれだけ高い数字になっているのは、学校で読ませている分だと思うんですね。それでは1人になったときに読むかという、このあたりからもう極端に減り始める可能性が高い。

私は私学のほうにいるんですけども、やはり学校で読ませないと、ゼロと回答する中学生、高校生は相当数いるかなと。本校でも、中学生は朝の読書時間を設けているので、全く読まないという生徒はいないんですね。ただ、高校生はその時間に違うことをやっている、そうしますと、極端にゼロという回答数はふえてくる。こういった実態はあるかなという気がいたします。

【梨屋委員】 学校の授業で取り組んでいるから読書しているというのはとてもよくわかるんですが、高校で取り組まなくなると読書なくなるということと都立図書館の役割がどうつながるのかがちょっと私はよくわからないんですけども。

【管理部長】 都立図書館としての1つの業務の柱として学校支援というのがあります。文科省からこういう提言が出ている中で、やはり子どもの読書離れ、学校段階が進むにつれて減っていくという数字が出ているわけで、まず公立図書館として学校教育に対して何ができるのか、何が求められているのか、その辺がどういったことなのかということをご議論していただきながら、公立図書館のあるべき姿、支援の姿をご提言していただくとありがたいと思っているわけです。

380館ほど公立図書館があるわけですが、その中で都立図書館の2館が公立図書館の中の大規模館として、公立図書館に対して都立図書館が何ができるか、そういうことが第2番のほうに書いてあるわけですが、学校支援に対して公立図書館が何かをできないかということですね。既にやっているところはあるんですけど、それは正対しているのかどうかということをご議論いただければなと思っています。

【坂倉委員】 私のほうの市でも同じような形がありまして、少し早く始めているんですが、1つには公立図書館について指定管理などの声が入ってきている。それはなぜかというと、やはり一部の非常にヘビーユーザー相手のサービスに少し特化し過ぎているんじゃないかなというところは、私個人の感想ではあります。私の市では、いつでも、どこでも、誰でもという言い方をしているんですけど、そのいつでも、どこでもというあたりが、ともすると開館時間の拡大を求めすぎたり、過剰ともいえるサービスになっていて、極端な話、武雄市さんがやったようなことというのは私は賛成しないんですね。いわゆるヘビーユーザーのラグジュアリーを求めるんじゃなくて、普段図書館を使わない、また使えない人間にどう使ってもらえるかということだと思えます。

そういう中で、今、うちのほうも学校支援をしているんですが、これは皆さんとの議論と同時に事務局のほうにも聞いておいてほしいなと思えます。学校等が公立図書館に何を求めているかを明らかにする必要があると書いてあるんですけど、放っておけば必ず人をつけくれと言います。司書をつけてくれと言います。でも、それではだめだと私は思っているんです。教員が教育の一環の中でやっていかなければ、根本的な読書離れは防げないと思っています。そういう意味で言ったときに、学校図書館法と図書館法の違い、図書館法で言ったときには国民の教養・娯楽に努めるに対して、学校図書館は教育に努めるという形で書いてあるんですね。

そうすると、本来的に司書教諭等を充実しなければいけないと思っているんですが、文科省もここでどちらかというと司書教諭をつけるよりも、いわゆる市民協働という形の中の司書をつけているんです。そういう形に入ってくると何が起こるかということ、本当に

本好きの子はいっぱいいるんです。作文コンクールをやるといっぱい出てきます。けれども、一方で全く読まない子が出てくる。それを防ぐためには、朝読とかブックトークが要るんですけども、教員がそこに対して、今、新人の教員とかがいっぱい入っていますので、司書教諭もそういう人間がついていると指導ができない。

そこで今うちでは、いわゆる司書を学校につけるんじゃなくて、巡回させて教員の指導をしているんですけども、この辺のところを気をつけないと、恐らくここで書いている何を求めているかと言えば、人をつけてくださいと必ず言ってきます。でも、人をつけて、いわゆる司書資格を持った方が、昼休みの時間とか、午後の時間に行って、何時間か何十分かあけていたときに人が来るのは本好きだけなんです。

そうじゃなくて、授業の中でやって、授業の中に入れていくという形を考えないといけないとすると、生涯学習施設であるところの図書館が学校教育に入ってくるというのは、かなりの腹の据え方が必要だと思うんです。そういう形が今後の生涯学習施設である図書館の生き方かなと私は八王子でそう思っているので、学校支援とか、そういうことをやっていますけれども、このところそういう意味では切り口といいますか、これまでの放っておいても本の好きな方を対象にするのとそうでないところはしっかり意識しないと大変かなと思います。

【近藤議長】 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

【中央図書館長】 きょうお話のあった協議テーマの下に書いてある「考え方」の表現と右下のテーマの理由が、片方ははっきりわかるような表現をしていて、片方がかなり難しく書いているので、ちょっと整合性がわからないというようなご指摘がございましたので、ここら辺についても、選定の理由についてはわかるような形で工夫をしたいと思っています。

【近藤議長】 よろしく願いいたします。

ただいま今期の協議テーマについてお話を進めさせていただいているところでございますが、事務局からご提言がありましたこの協議テーマでよろしいでしょうか。

【坂倉委員】 公共図書館としてのこの方向性はいいと思いますよ。

【近藤議長】 それでは、皆さんのご意見がそのようなことでございますので、今期のテーマは「読書活動の推進に向けた図書館の役割について」ということで進めさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

なお、先ほど資料2のⅡ「行政の動き」の中で若干ご説明いたしましたが、1、「『言葉

の力』再生プロジェクト」につきまして、本日、直接所管されております知事本局政策部の小室政策担当部長さんにお越しいただいておりますので、この事業につきましてさらに詳しいご説明をしていただきたいと思います。また、直近の動きなどにつきましてご説明いただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

【知事本局政策担当部長】 東京都の知事本局で、「言葉の力」再生プロジェクトを担当しております小室と申します。本日はよろしくお願いいたします。ご説明のお時間をいただきましてありがとうございます。恐縮ですが、座ってご説明させていただきます。

資料はお手元の資料2-2になります。「東京から『言葉の力』を再生する（概要）」ということでまとめた資料でございます。

「言葉の力」再生プロジェクトですが、これは猪瀬知事が副知事の時分から非常に力を入れて精力的に取り組んでいる事業でございます。この「言葉の力」再生プロジェクトを進めていこうということの背景といたしましては、上の升の中にございますが、「社会問題化する若者の『活字離れ』」という状況がございます。今、先生方のほうで直近にご議論があったとおり、読書離れということで、10代後半の若者の約半数が月に1冊も本を読まないとか、あと新聞離れということで、「新聞は生活の一部」という若者は3割未満、「新聞よりネットから情報を入手する傾向が強い」というような状況が起きております。

そうした中で、右のほうになります、「世界基準である『言語力』の低下が顕著」という状況になっております。これは、国際的な読解力テスト、OECDがやっておりますPIISAテストなんです、自由記述問題での無答率が日本は高いという状況があります。また、プレゼン等においても、根拠を示して考えを説明できない若者が増加しているという状況です。そういった状況においては、日本の国際競争力の低下を懸念とか、日本の未来に不安を持つというようなことが背景となっております、下の升になります、東京都といたしましては、「言葉の力」の再生に向けて、「世界基準の言語力」と「日本人の感性と情熱」を身につけることで、「国際化・情報化の先端を歩む東京から『言葉の力』を再生し、世界で活躍できる若者を育てる」という方針のもとに事業に取り組んでおります。

この事業の立案及び実施に当たりましては、上の右の上になります、「活字離れ対策検討チーム」というものを設けておりまして、これは知事がチームリーダーです。そのもとに知事本局、生活文化局、あるいはきょうこちらの場であります教育庁など9局が参加しておりまして、その部課長がメンバーとなって、直接知事のご指示のもとにさまざまな事業の立案及び実施等を行っております。

下の升のほうで取組Ⅰ、Ⅱとありますが、大きく取り組みについては2つに分かれてお

ります。まず、取組Ⅰでございますが、「言語力の習得・向上」ということで、言語力研修の実施を行っております。よく前石原知事も、あるいは現猪瀬知事も首都公務員という表現を使っておりますが、首都公務員としての資質の向上ということで、まず新規採用職員、あるいは管理監督職員に言語力に関しての研修を行ったり、あるいは職業能力開発センターなどで若者に対しての就業支援を担当する者に言語力に関しての研修、あるいは小中高等学校の教職員に対しての研修などがあります。

また、右のほうに行きますが、東京しごとセンター、職業能力開発センターなどにおいて若者の就業希望者向けに言語力研修を行ったり、あるいは言語能力向上推進校、先ほどもご説明がありましたが、1年度65校、今年度で3年度目になりますが、195校が指定されております。そこでモデル的な事業を実践しております。あと、言語力検定の活用などということで、こちらは首都大学で講座を設けたり、あるいは都の研修の中でも取り入れている状況でございます。

右のほうに行きまして、取組Ⅱですが、「誰もが本を読める環境の整備」ということで、今こちらのほうでご協議いただいている図書館に関してのこと、あるいは家庭における読書環境の重要性、0歳からの読み聞かせなどもございますが、特に力を入れているのは四角の2つ目、ビブリオバトルでございます。

1つ目といたしまして、高校生書評合戦首都大会2013というものを今年度初めて実施いたします。こちらは、都立高校全校約200校、あと都内の私立高校、あるいは首都圏ということで千葉、埼玉、神奈川のほうにもご協力の依頼を申し上げまして、そちらのほうから参加していただきまして、11月23日に首都大会を行います。また、その下になりますが、こちらは大学生及び大学院生向けのビブリオバトルですが、ビブリオバトル首都決戦2013を実施いたします。こちらは今年度で4回目になります。11月24日ということで、2日連続でやっていきます。

大学生対象のほうは最初は28校参加で、観客数も500人程度ということでしたが、昨年度は92校の参加で、観客も3,000人になるという形で、年々参加希望あるいは観客数もふえている状況です。今年度はこの高校生の大会と大学生の大会を連日で一体感を持って開催するというので、より一層ビブリオバトルの普及に努めていくことを考えております。

また右に行きますが、ブックリボン運動への協力を昨年度実施いたしまして、昨年度、約10万7,000冊の本が寄贈されまして、児童養護施設や児童館などに寄贈しております。

雑駁になりますが、資料に基づいてのご説明は以上になります。ありがとうございます。

【近藤議長】 ありがとうございます。

ただいまのご説明に対しまして、何かご質問等ございましたらお聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。

この協議会といたしましては、こうしたことも視野に入れて検討していただきたいというふうにとめてよろしいわけですね。

【知事本局政策担当部長】 はい、そうでございます。

【中央図書館長】 都のほうで「言葉の力」再生の何かの事業をやっているときには、場面、場面で報告をさせていただくというふうを考えております。

【近藤議長】 わかりました。

【野末委員】 済みません。私、この後、授業があつて戻らなければいけないので、せっかく来たので一言だけ発言していきます。

この中では都立図書館という言葉が出てくるのですが、このプロジェクトと都立図書館との関係、かかわりというのはどうなっているのですか。つまり、都立の方がこのプロジェクトにかかわっているのか、あるいはプロジェクトで企画を立てて都立に協力を依頼するのかといった、体制的な部分でどういう関係にあるのかということだけ確認をしたいなと思います。

【中央図書館長】 都立図書館のいわゆる通常の運営の中でお手伝いができるものについてはお手伝いをしていこうということで、この「言葉の力」再生プロジェクトでビブリオバトルに東京都中央図書館が絡んで、一体の構成として何かをやっていくということではないです。今のやれるところでお手伝いできるものはお手伝いしていくというふうな位置づけでおります。

【近藤議長】 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

【岩崎委員】 国がこの5月に「第三次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を新たに定めたことに伴い、今後、東京都教育委員会も第三次の「子供読書活動推進計画」等の計画を立てられると思うのですが、そのような計画と今回の「読書活動の推進に向けた都立図書館の役割」というテーマとの関係はどのように考えたらよろしいですか。

【中央図書館長】 計画年度が、第二次が今年度、25年度までになっていますので、これは所管が違うんですが、教育委員会のほうで第三次を平成26年度からつくるということは聞いております。ただ、具体的に今どういった動きをしているかはこの場ではご提示するものはないんですが、ローリングをしていくというふうには考えております。それ

が国の計画を参考にしながら東京都の計画をつくるかどうかも含めて今検討中ということ
です。

【岩崎委員】 つまり、東京都教育委員会全体の大きな枠組みの中の一つの計画と考え
た方がいいのでしょうか

【中央図書館長】 都立中央図書館の第26期のテーマについては、このテーマの中で
完結していただければよいと思っています。第三次の計画ができて、変更するというこ
は考えておりません。

【近藤議長】 ありがとうございます。ほかによろしいでしょうか。

それでは、部長、ありがとうございます。

【知事本局政策担当部長】 ありがとうございます。

【近藤議長】 いただきました進行表でいきますと、ここで休憩5分ということになっ
ているんですが、順調に進んでおりますものですから、この前半の部分を通しましてご意
見等がございましたら確認をさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

【武山委員】 前に戻るのですが、本を読む、読まない、その「本」というのはどの程
度のことを「本」と言うのかということがどこにも書いていないんですが、ここの中の
「本」というのはどんなものを「本」と言っているのか知りたいんです。

【地域教育支援部管理課長】 基本的には学校の教科書以外の本というふうにご理解い
ただければと思います。今回、読書計画のアンケートで未読者率と言って、東京都第二次
推進計画の8ページに出しましたけれども、基本的には教科書とか資料集以外の本という
ふうにご理解いただければと思います。インターネットで電子書籍で本も読めるという
ことで、今回はそれもオーケーということで(アンケートを)とろうかなと思っています。

【武山委員】 漫画、雑誌は……。

【地域教育支援部管理課長】 漫画とか、そういうものは当然含んでおりません。いわ
ゆる活字ということで、その中には入ってございません。

【武山委員】 そうすると、ビジネス書みたいなものは本とみなされるんですか。

【鈴木地域教育支援部管理課長】 基本的にはビジネス書は本としてみなします。アン
ケートをとっているのは小学生と中学生、高校生なので、高校生だと、もしビジネス書
を読むとしたら、それは本として捉えています。

【近藤議長】 ほかにいかがでしょうか。これから進めていくけれども、ここだけは聞
いておいたほうが良いということがございましたら。

押尾委員、いかがですか、せつかくです。

【押尾委員】 実際にこの役割を考えていくときに、こういうことが考えられませんかという話はできると思うので、今、現段階ではこのままで大丈夫です。

【齊藤委員】 本を読まなくなっているという実態に関しては幾つかの調査があると思うんですけども、そういったものが一様に同じ結果になっているのでしょうか。

【企画経営課長】 資料2でご説明した「現状」のところは、国全体の調査ということなんですけれども、東京都でも2年に1回、児童・生徒の読書に関する状況調査というのをやっています。基本的には同じような、高校生になるとかなり読書離れが進んでいまして、東京都の調査では平成23年度の調査で高校1年から3年生までの未読率が平均47.4%で、やはり小学校1年のほうだと未読率は非常に少ないんですね。それが学齢が上がるに従ってカーブが大きくなって行って、高校生ぐらいがやはり未読率が非常に高くなっているという同じような傾向が出ています。全国よりはやや数値としては少ないんですけども、ほぼ同じような結果が出ています。

【原田委員】 1つ質問をよろしいですか。「協議会の提言を受けた取組」という最初の都立図書館の概要の中で、電子書籍の導入が今年度予定されているということですけども、これに関して例えば収集の対象とか、収集から提供の流れというものは今現在計画としてお立てになっているのか、もしくはこれから立てるということですか。

【資料管理課長】 既に電子書籍として市販されているものを供給元からリストを見せていただいています。リスト記載の資料に対して、当館の収集基準を満たしているかどうか、あるいはこの本を入れることによってお客様にご利用いただけるかどうか。そういった観点で取り組んでおりまして、そもそも電子書籍化されていないものにつきましては、今後、例えばそういう供給元を通じて出版社のほうにお願いして、これを電子書籍化していただけないかと働きかけるということは考えられると思いますが、今の段階では既に供給可能なものから選ぶという形で考えています。

【原田委員】 そうすると、契約ができる電子書籍のベンダーさんから購入して、タイトルを充実させていくという考え方ですか。

【資料管理課長】 独自に著作権処理をして電子書籍化するのではなく、供給元で著作権処理を済ませているものを買って利用させてもらうというのが実情でございます。

【原田委員】 わかりました。ありがとうございます。

【近藤議長】 では、前半の部分のまとめというわけではございませんが、岸田委員、いかがですか。

【岸田副議長】 感想だけ述べさせていただきますと、図書館情報学の専門家からする

と、このテーマは非常に難しく、どういうふうに答えが出てくるんだろうというのはよくわからないところです。

部分的な回答は坂倉委員のコメントの中であって、教員が積極的に寄与しないととか、あと、重要性に関しては公共図書館が生き残るテーマはおっしゃったんですけども、まさしくそのとおりなんですけれども、学校図書館のコンテキストだけに限れば、坂倉さんがおっしゃったような教員の方と、そして都立図書館とかなりレベルに差があるわけですし、その間をつなぐ何か試みが本当にできるのかなというのはちょっとあります。ただ、実態とかもよくわかっていないので、いろいろなことがわかっていく協議テーマではないかなと個人的には思っている次第です。以上です。

【近藤議長】 ありがとうございます。副議長のほうからこのテーマは難しいんじゃないかということでしたが、それだけにある意味でやりがいのあるテーマでございます。前半の部はこれで閉じたいと思います。

では、これで5分間休憩にしたいと思います。

(休憩)

【近藤議長】 それでは、協議を再開いたします。

それでは、議事(3)「都立図書館における取組状況について」に入りたいと思います。

今後の協議を進めるに当たりまして、都立図書館でどのような取り組みをしているのかということについて把握する必要があるかと思っておりますので、事務局からの説明をひとつよろしくお願いいたします。

【企画経営課長】 その前に、先ほど出ました都立図書館の自己評価の資料をお配りさせていただきました。それで、「利用実態・満足度調査」は全く別のものと先ほど私申し上げたんですけども、この中に一部反映されておりました。その指標として満足度のアウトカム、例えば4ページに重要度とか、来館者満足度とか、そういったことが評価としてここに記載されております。

それから、この自己評価に対する意見として挟み込んでいるものが第25期の都立図書館協議会の委員の皆様からいただいたご意見ということで、この自己評価のご説明をして、そこでまた意見をいただいて、その意見に対してまた新たな取り組みをするという形をとっております。

【近藤議長】 ただいま自己評価につきまして説明がございましたが、これについてご意見、ご質問は……。今見たばかりでわからない部分もあるかと思いますが。

【企画経営課長】 これは23年度の自己評価なんですが、24年度の評価を次回の協

議会でお出して、ご意見をいただきたいと思っております。

【近藤議長】 ありがとうございます。では、資料の1つとしてお加えください。

では、続けて説明をお願いします。

【企画経営課長】 それでは、資料3の「都立図書館における取組状況について」、これは読書活動の推進の取組みということで、都立図書館は今どのような事業に取り組んでいるかということをご説明いたします。

まず、取組みの根拠となっております提言・計画についてでございます。まず、第21期の都立図書館協議会、これは今から10年ほど前のものになりますが、「子どもの読書活動推進をはかるために都立図書館は何をすべきか」という提言をいただいております。その中で、都立図書館は子どもの読書活動の拠点としての役割、また、都内図書館の振興と援助、関係団体との連携協力事業を行うなど幾つかの役割が示されております。

次に、先ほどご説明いたしました、「第二次東京都子供読書活動推進計画」の中で、「更なる読書習慣の育成のために」というところで「都立図書館の充実」とございます。それに基づいて、都立図書館の児童・青少年資料サービスの充実を図っているところでございます。

また、直近の第25期の都立図書館協議会の提言で、「都民の課題解決に役立つ図書館を目指して」という中に学校教育活動の支援に関する提言が含まれておりまして、その中に、「近年、学校における調べ学習の増加等に伴い、公立図書館による学校教育活動の支援や学校図書館との連携協力が求められている。都立図書館は広域的図書館として、児童・生徒について情報活用能力の向上や読書活動の一層の推進等を図るため、公立図書館による学校教育活動の支援が全都的に展開されることを目指すべきである。」という提言がございました。こうした提言・計画を根拠といたしまして、子どもの読書活動の推進をしているところでございます。

それでは、具体的な取組み状況について順次ご説明をしていきたいと思っております。2の「事業概要・実施状況・計画」というところをごらんください。

この表の見方ですが、一番左に「事業名」、次に「館別」というのは多摩図書館か中央図書館ということで表示をしております。また、「対象」は、この事業の直接的な対象となっている、例えば教職員を対象にしたものであれば教職員、生徒であれば生徒、例えば対象が高校1年生であれば高校1年生というような表記をしております。「事業概要」として簡単な事業の説明をしております。さらに、「平成24年度実績」と平成25年度の7月1日時点、きょう現在までの実績、さらに今後の予定ということで記載をしております。

それでは、まず1点目としまして、東京都子供読書活動推進資料の作成、配布という事業を行っております。これは、委員の皆様のお手元に黄色いフォルダーをお配りしているかと思えます。ここにその一式がセットされておりますので、随時お手にとってごらんいただければと思います。

まず、「読み聞かせABC」、これは教職員を対象にしたものでございます。集団の子どもたちへの読み聞かせ用のブックリスト200冊を紹介しているものでございます。都内の小学校に配布、または有償で頒布しているということで、これは平成24年度から希望した学校276校に配布をいたしました。

また、「羅針盤Ⅱ 高校生のための本42冊」を、7つのテーマで紹介する冊子ということで、都内の高校1年生全員に毎年配布をしております。昨年度も都内の全高校1年生10万7,000人に配布をいたしております。

それから、「扉をあけてⅡ」ですが、これは中学1年生を対象にして、中学生にお勧めの物語56冊を7つのテーマで紹介する冊子ということで、これは今年度10月に都内の全中学1年生10万4,000人に対して配布をする予定になっております。

それでは、1枚おめくりいただいて、「子どもたちに物語の読み聞かせを」という冊子でございます。これは小学校1年生の保護者に対して配布をしております、子どもに読み聞かせを勧める物語38冊を紹介するものでございます。今年度、小学校1年生の保護者9万5,000人に配布する予定でございます。

それから、「これならできる！ 自由研究—111枚のアイデアカードから選ぼう」という、これです。全員分なくて大変申しわけないんですけども、いろいろカードが入っております。小学生の自由研究のテーマを選ぶためのツールとして、理科とか社会など111のテーマからなるアイデアカードでございます。これは、平成23年6月に小学校全校に配布をしております、昨年度は6月に通知をして、希望する学校117校に配布をいたしております。

それから、「特別支援学校での読み聞かせ 都立多摩図書館の実践から」という冊子ですが、これは特別支援学校と特別支援学級を有する小・中学校での読み聞かせを支援するためのガイドブックということで、都内の特別支援学校等に今年度の5月に配布したばかりのものでございます。特別支援学校365冊、特別支援学級1,804冊配布をいたしました。

これ以外に、「本のよろこびを子どもたちに」、「しずかなひととき」、「ほん・本・ごほん」の1、2、3等がございまして、これまでここに記載した対象者にそれぞれ配布をして、

これについては現在都立図書館のホームページで公開をいたしております。また、今ご紹介した冊子もすべて同様にホームページで公開をしております。

それでは、1枚おめくりいただいて、3枚目のところの2段目の学校レファレンス支援サービスについてでございます。これは、小学校、中学校、高等学校における総合学習や調べ学習、読書活動や学校図書館活動に必要な資料について、図書館の職員が教職員の相談に応じていろいろアドバイスをするものでございます。昨年度はレファレンス35件、子どもの読書に関する相談対応が130件でございました。今年度はまだ7月1日時点ですが、レファレンスが9件、子どもの読書に関する相談対応が34件ということになっております。

次に、3つ目の事業として、学校との連携事業ということがございます。これについては、中央図書館、多摩図書館でそれぞれいろいろな形で取り組みを行っております。幾つか事例がございますが、授業等への講師派遣ということで、ブックトーク、読み聞かせ講座など、学校等からの依頼に応じて随時実施をいたしております。昨年度は21回実施し、今年度もほぼ同じぐらいの回数を予定しております。この内訳については、2枚後の資料3-2で講師派遣の内訳をお示ししております。

次に、「学校支援グッズ」の提供でございますが、これはブックトーク用のシナリオですとか、「ほん・本・ごほんクイズ」、展示用の装飾グッズ、展示用のパネルなどを希望する学校に貸し出しをしているということで、昨年度は52校、今年度は現時点で6校に貸し出しを行っております。

次に、「次世代リーダー育成道場」の事前研修ということですが、これは東京都教育委員会の留学生支援事業で次世代リーダー育成道場というのがございまして、その事前学習として、都立中央図書館で所蔵する江戸・明治期の貴重資料を使用して歴史の事業を実施するものでございます。昨年度、これは初めて実施しまして、受講生118人が参加をいたしております。今年度も同様に実施をする予定でございます。

次に、「東京未来塾」の図書館活用講座ですが、これは東京都教職員研修センターで首都大学東京と高等学校等との連携を通じて、日本の将来を担い得る改革型リーダーとしての資質を持つ人材を育成することを目的として実施している事業でございます。

その東京未来塾では、課題解決学習やゼミナール体験学習などに取り組んでおりますが、その手助けとして、この都立中央図書館が連携をいたしております。図書館の豊富な所蔵資料を活用する方法を学び、東京未来塾のゼミナール等における調査・研修のスキルアップを図ることを目的に実施しているものでございます。これは昨年度初めて実施をしまし

たが、受講生は32名、今年度も6月22日に実施をしまして、受講生は35名でございました。

それから、一日館長という、これは今年度初めて実施する事業ですが、図書館の社会的役割と魅力を理解してもらうとともに、若年層の利用促進、もちろん読書活動の推進も視野に入れてPRをしていくということで、小・中学校の児童・生徒から一日館長を募集して、来月8月3日に都立中央図書館で実施する予定でございます。

それでは、1枚おめくりください。

最後に、学校訪問でございますが、都立図書館についてのPR活動をこの中央図書館近隣の小・中学校に対してもっと積極的に行っていくということで、これは中央図書館徒歩圏内の小・中学校18校に対して現在順次訪問して図書館の活用についてPRをしているところでございます。

続きまして、イベントの開催ということで幾つかご紹介をいたします。

企画展示「これならできる！ 自由研究－111枚のアイデアカードから選ぼう」、これは先ほどご紹介しましたアイデアカードで、小学校の夏休みに合わせて、このアイデアカードとその関連書を展示するという企画展でございます。昨年度、7月6日から9月5日に実施しまして、来場者が513名で、今年度は今週末からまた同様に9月4日まで開催をする予定でございます。

次に、東京都子供読書フォーラムというイベントがございます。これは本や図書館に親しみ、小学校の児童に読書習慣を身につけてもらう目的で、毎年テーマを決めて講演会、ワークショップなどを開催しております。昨年度は「『南極』を発見！ 氷・ペンギン・いん石」というテーマで12月15日に開催をいたしております。来場者は513名でございました。今年度は11月2日に開催の予定でございます。

それから、企画展示「新ビジネスマン、本を読もう！」ということで、これは社会人を対象に、昨年度、社会人が読んでいる全国紙、経済誌に載った本の中から、新ビジネスマンの課題解決に役立つ本をまとめて展示いたしました。平成24年4月21日から5月13日の期間で実施をしまして、来場者は2,883人でございます。

それから、企画展示「ビブリオバトルを応援します！」という企画展ですが、ビブリオバトルの本選びに役立つ本やチャンプ本などを展示するとともに、「ビブリオバトル首都決戦2012」の模様をビデオで紹介するなど、このゲームの魅力をPRいたしました。これは、今年度の4月27日から6月2日で開催をして、来場者は1,024名でございました。学校や図書館関係者の方も非常に多く来場いたしておりました。

続きまして、講師等の派遣でございます。研修講師等の派遣は、選書に関する研修や読み聞かせ講座、教職員研修への講師派遣など、主にこれは学校の教職員の依頼に応じて実施をいたしております。昨年度は16回実施をしまして、今年度も現時点で3件依頼が来ております。これも内訳は3-2のところに掲載をしております。

それから、学校図書の選書支援ということで、これも主に学校からの依頼に応じて学校図書室の選書についてのアドバイスをを行っているということです。特別支援学校の教職員を対象に実施をしております。規模としては小規模ですが、昨年度2校、今年度も1校で実施をしているということです。

それから、最後、読み聞かせ、出張おはなし会で、これも特別支援学校の児童やボランティア団体を対象に、依頼に応じて図書館職員が訪問して、児童・生徒に対する絵本の読み聞かせやおはなし会を行うということで、平成17年度から実施をしております。昨年度は49回実施をし、今年度も依頼が20件ほど入っている状況でございます。

以上が都立図書館が今実施しております読書の推進に向けた取り組みでございます。非常に多岐にわたってさまざまな事業展開をいたしております。

少し長くなりましたが、説明は以上でございます。

【近藤議長】 ありがとうございます。今、具体的な事業について説明がございましたが、これらにつきましてご質問、ご意見等ございましたら伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

【小池委員】 今、資料3の最初のところで、第21期の協議会の提言のテーマ、10年ぐらい前ということですけども、読書活動推進に「子どもの」という言葉がついております。先ほど決定しました本期のテーマとほぼ似たような形のテーマを既に10年前にして、さまざまな取り組み——これは必ずしも10年前からやっているものではないと思いますけれども、本当に多岐にわたる取り組みをされていて、また10年後の今期で子どもというか、読書活動全般の推進を図るためにどういう役割を都立図書館がしていくべきかというテーマが選ばれたわけです。そういう意味で言うと、先ほど副議長さんからありましたように、このテーマで効果が上がるような施策あるいは取り組みを検討していくこと自体がやっぱり難しいことなんだろうなと思った次第です。

いずれにしても、さまざまな取り組みをしていく中で、さらに充実していくもの、あるいはもうちょっと違った視点からの取り組みも必要ではないかということで検討していく必要があるのだらうと思います。今、子どもたちが読むべき参考になる本はどういうものかというご紹介をされて、こういう資料がたくさんつくられているわけですけども、こ

ういうものは本当に学校現場としても、学校図書館の選書に当たっては大変役に立つものだと思います。

当区でも学校図書館の本の充足率というものがあまして、平成22年に100%すべての小・中学校で達成して、中には150%、160%という学校もあるわけですが、まず予算をつけてもらったときに、学校としてはどんな本を選んでいいのかということで、非常勤で各校にリーディング・アドバイザースタッフという、地域の方々に読書活動に関心のある方々を教育委員会で面接をさせていただいて、各校に配置をして、子どもの読書活動に大いに力を発揮していただいているわけです。やっぱり司書教諭を配置するというのは基準があって、なかなかすべての学校にというわけにはいかない背景のところ、そういう地域人材を活用した形で少しずつ読書活動が私どもの区でも進んでいると思うんです。

ちょっとこれから都立図書館さんをお願いという話にいきなり行ってしまって申しわけないですけども、そういう方たちを研修していただくような、さらにそういう方たちが学校図書館を運営していく際のノウハウを研修していただくとか、そんなものもあればありがたいなと思いました。とりあえずそれだけお伝えしたいと思います。

【近藤議長】 今後、こういった具体的な話がどんどんこの中で出てくるかと思いますが、その1つということでお受けとめいただければと思います。

【星野委員】 私はこのような事例があったということでご紹介をさせていただきたいと思うんです。

私は、「羅針盤」ですとか、そういったものは今まで見たことはあるんですが、実際に都立図書館がこのような事業をしていることを具体的には知らなかったんです。昨年、ある方からこんなことをやっているから、おまえのところも少しいろいろ試してみないかと言われてまして、じゃ、すぐをお願いしたいということでブックトークをお願いしました。最後に3-2の一番下に載っているのが本校なんです、文教大学附属中高等学校で図書委員とか、とにかく本を読むのが好きな子たちを中心にブックトークを行って、多摩図書館から来ていただいて行いました。

結果なんです、本校は子どもたちが外へ出るのを今までしていなかった学校なんです。ことしから積極的にいろんなものに参加しようということで、いろいろ声かけをしていたところ、実はこのブックトークに出た生徒がビブリオバトルに出たい、出ますと言って、私立でもほとんど手を挙げているところがないんですが、手を挙げてくれて、ことし第1回目から参加できるということです。やっぱり何がきっかけになるかわからない

など。そのあたり、もっともっと本来積極的にこういうものがあるよ、ああいうものがあるよということだけで言っていたら、さらにどんどん広がるんじゃないかなと。私は本当に感謝しております。そういう事例もあったということで、ご紹介させていただきます。

【押尾委員】 今、事業の説明を受けて、10年前から広報啓発事業を拡大していかなければいけないと書いてあるんですけども、1つ質問は、この学校レファレンス支援サービスということについてなんです。

実はテーマを設定していただいたこのペーパーの「国の動き」というところを読んで、「学校図書館の資料だけでは整備が不十分などの課題が見られる」と書いてあるんですけども、現実問題、学校は実際の図書館の予算の中でやりくりして、ここにある本だけでやらなければいけないなと思っているのが現実だと思っています。

そのローマ数字のIV番の中の一番上の丸印を見ると、こういうのを明らかにする必要があるということなんですけれども、きょう学校から出てくるときに、「中央図書館が学校支援をしてくれるということを考えているようだけれども、先生方、どんな支援をしてもらいたい？」とちょっと聞いたんです。そうしたら、先生方はみんな無言になっちゃったんですね。結局、何を支援してもらいたいかわかりわかっていないようだったので、「例えばレファレンスと言って、いろんな文献調査ができるんですよ」という話をしたら、「ああ、そういうサービスがあったら使えるよね」という話になって、先生方はそういうサービスをしていることを実は知らなくて、でも、学校司書の方はちゃんと知っているんです。学校の司書に先生が聞けば、ここの利用の仕方はわかっているのですが、でも、こういう先生方と司書との間の温度差ですとか、先生方がこのサービスがあることを知らないということは、広報活動を充実しなければいけないという状況の中で、どうして学校の先生方がそういうことをなかなか知れないのだろうかと逆に疑問を持ってしまったんです。

レファレンスがたった35件しかないというのは、180万冊も大事な資料を抱えているながら、何か課題があるのかなと感じてしまったので、質問ということでこのレファレンスサービスについてどういう広報がなされているのか教えていただければと思います。

【多摩図書館長】 学校長、それから学校の図書館のほうにご案内はちゃんと出すんですけども、例えば111枚のアイデアカードも、今回、3月にアンケート調査をしたんですね。ところが、これを知らない学校長さんがいらっしやいまして、周知の方法をやっぱり考えなければいけないのかなと考えております。

これももう2年たつんですけども、それでも知らない方がいらっしやいましたので、今回改めて教職員研修センター等の施設を通しまして、例えば小・中学校の特別支援学級

に対する研修等を改めてやるんですけれども、周知方法をいろんな場面を使いながらしないと、なかなか学校のいろんな方に伝わらないのかなということがはっきりわかりましたので、それは今後やっていきたいと思っています。

【近藤議長】 では、レファレンスの件につきましてはいかがですか。

【サービス部長】 この結果を見ますと、確かに学校の中に周知されていないということは認めざるを得ないと思います。学校司書の方はある程度知っているということなので、やはりそこに向けてもう一度アプローチをかけて、あとは各学校でその必要度に応じて先生方に知らせていただくという方法が一番確かかと思うんですね。学校の先生、何十万という先生方に一斉にアプローチしても、なかなかそこは届かないなと思います。ここは課題だというふうに認識をしております。

【押尾委員】 ただ、80人の司書の方がいて、学校から相当な数がアクセスされてしまっても、実態として回答はできないよという現実もあると思うんですね。だから、その辺、本当にこのレファレンスという部分を強調してやるのか、ある程度抑えなければいけないのか。こんなことを聞いてはいけないのかもしれないんですけども、どうなんでしょうか。

【サービス部長】 なかなか厳しい質問かと思いますがけれども、やはり学校支援という、これまでなかなか都立図書館として広くできない部分があるんだと思うんですね。確かに毎日のように各方からどんどん押し寄せてきた場合に、対応できなくなるということはあるかと思うんですけども、例えば即答できなくても少し時間をいただくとか、そういったことを工夫していくことによって、レファレンスは都立図書館の生命線というんでしょうか、一番売らなくてはいけない部分だと思いますので、現実的な線で対応していきたいなと思います。

【管理部長】 非常にご説明の仕方が難しいのかもしれませんが、今回のテーマを都立図書館の役割とさせていただいたところとつながるので発言させていただきたいんですが、この資料の10ページ、11ページあたりに都内の学校数を掲げてございます。小学校でいくと1,400校、中学校でいくと800校、高校では400校を超えています。そこの中にも特支の学校もあるわけで、学校の中での学校図書館、司書教諭の方々のレファレンスを、先ほど押尾委員もご指摘いただきましたけれども、すべて都立図書館の80名の司書、2館の都立図書館オンリーで対応するということは、基本的には事実上無理なのかなと思っています。

それで、11番ですか、都内の公立図書館状況、先ほども申し上げましたが、都内には

384館の公立図書館がございます。基本的にはそのレファレンスの受け手といたしましては、都立図書館以外にも区市町村立図書館もあるのかなと。要は都立図書館では35件かもしれませんけれども、公立図書館としましてはレファレンス件数はもっと非常にあるのかなと思っています。ただ、都立図書館としてのPRが足りないということはお指摘のとおりかと思えます。111枚のカードですとか、羅針盤のPRがないというのもありましたけれども、それはまさしくそのとおりだと思います。うちのほうも印刷物を各学校にお送りしているわけなんですけど、その送り方についても改善したいと思っていますし、活用の結果が本当に求められているものなのかというのも今後の課題ですし、既に具体的な活用を調査したりしております。そのような状況にあるということでございます。

【坂倉委員】 管理部長のほうから市町村立図書館を言うのは違うと思ったんだけど、私が言おうと思ったのは、押尾さん、うちのほうは検索システムを市の各校に入れていますし、それを押尾さんのところに入れてもいいですし、レファレンスもやりますので、それは役割だと思うんですね。

それは役割だと思うので、そこの上で聞きたいんですけども、恐らくこの「ほん・本・ごほん1」「ほん・本・ごほん2」「ほん・本・ごほん3」あたりをやったときに各学校に一律に配布したのだけれども、財務当局との関係で、「学校にこんなものを配ったって、ほとんど役に立たないんじゃないか」と言われたから、きっと新しく「羅針盤」とか、「扉をあけて」とか、子どもたち各人に配る形に変えたと思うんですね。これはこれでいいと思うんです。

今お話のあった、「これならできる！ 自由研究」も、1回は全学校に配ったんですよね。そういう意味では、その後に希望する学校はいいんですけども、もしうちになかったらまたお願いするんですが、実は「読み聞かせのABC」の276校は希望する学校とは書いていないんですけども、どういう形で配ったのか。これがこれからまだできるのか。現実には予算の関係もあるのでしょうけれども、せっかくいいものをしていて、私は次の小中校長連絡会で、「こういうものがあるのに、おまえら手を挙げたのか」って厳しくやるつもりですので、これは希望なのか、それともそちらの判断でやったのかというのと、もう有償でやっているみたいなんですけれども、これからもできるのか。そういう意味では、これは多分ここで使う資料なんですけれども、私が持って帰っていいのかというのをぜひ聞かせていただきたいと思っています。

【多摩図書館長】 「読み聞かせABC」については、都合1万5,000部刷っております。また、5月15日から有償頒布をやっておりますけれども、この資料自体は基本

的に学校のほうにお配りして、ボランティアの方も使えます。初めてボランティアの方についてもガイドブックになると思っていますので、それに対して有効だと考えて配布をさせていただきます。これは当然無償で配布させていただいたんですけれども。

ただ、その中でかなりご父兄の方々が個人的に欲しいというお話で、地方の方からもそういう問い合わせがありまして、何とか入手できる方法はないかということがありました。中で検討した結果、有償で、現在、都庁の第一庁舎で200円で頒布をさせていただきます。これもかなり希望がありまして、場合によっては有名な書店からも問い合わせがあったり、入手させてくれという話がありましたので、ここでは6月12日までの販売実績になっていますけれども、きょうの朝で225部売れたという話を聞いております。ただ、24年3月に配布したときは全校に周知をしております。ことしまた7月以降、同じように周知をさせていただきますので、その中で新しい希望があればお配りをいたします。

【坂倉委員】 ということは、たくさんつくったから、中央図書館が選んだんじゃないかと、希望がこれだけだということね。だとしたら、私は本当に帰って、なぜ希望していないんだって厳しくやります。もちろんPRがどうかというのもありますけれども、やっぱりこれだけいいものなんだから、それはやるべきだと思います。

【多摩図書館長】 こちらとしても周知の方法は再検討していきたいと考えております。いろんな場面でそういう話をしていきたいと思っております。

【児童青少年資料係長】 一言つけ加えさせていただきます。

「読み聞かせABC」につきましては、昨年度と今年度、都内のすべての小学校さん、私立、公立合わせてすべての学校さんに申込書とお知らせをしておりますので、それを見てお申し込みいただいた学校に希望冊数をお配りしております。現在も受け付けておりますので、どうぞこちらにお知らせください。お送りいたしますので。

【坂倉委員】 じゃ、「ほん・本・ごほん」のときにやったみたいに一斉に配っても使われないから、ちゃんとやれとやってこうなったんだよね。だけれども、そうすると、どれだけPRするかが大事なので、私どももやりますけれども、ぜひよろしく願います。すごくいいと思いますので、残念です。

【児童青少年資料係長】 教育委員会さんを通してこれはお配りしました。

【岩崎委員】 ご説明を伺って、都立図書館の特徴や強みは、豊富な蔵書や司書の専門性にあるということがわかりました。

その上で、都立図書館の役割という今回のテーマを考えますと、読書活動において、義務教育段階の学校図書館では市区町村の図書館との連携がなされているなど、先駆的な施

策を行っている自治体から、いまだ不十分で充実していない自治体まで様々かと思われま
すので、実情に応じて都立図書館が果たす役割が異なってくるかと思われま
す。また、高校の読書活動に関しては、あまり議論されておられませんので、その点はあらためて取り上
げていく必要があるかと思ひます。

そのため、私どもがこのテーマで議論をしていく上で、東京都の市区町村ごとの読書活
動の充実度がわかる資料があれば、あるいは都内の高校でどのような取り組みがこれまで
なされてきたかという現状がわかれば、平成15年度の類似テーマ以後の読書活動の現状
を議論する際に有益ではないかと思ひますが、いかがでしょうか。

【中央図書館長】 2つほどまだお答えを、今の区市との連携の関係と司書に対する研
修のご回答をまだしていないので、それを……。

【企画経営課長】 司書に対して、中央図書館あるいは多摩図書館で学校司書を集めて
研修をするということは基本的に実施してございませぬが、講師派遣という形で実施をし
ております。これは先ほどお配りした資料の4枚目のところに研修講師の派遣ということ
で、選書に関する研修ですとか、読み聞かせ講座教職員研修の講師派遣ということ
で、依頼に応じて実施をしています。また、学校司書の司書会というのがあるようでして、そう
いうところに講師として図書館の司書が出向していろいろアドバイスするということは実
際にやっているそうです。基本的に、公立図書館の司書とか職員に対する研修はこちらの
ほうでいろいろテーマを決めて主催しているんですけども、学校司書を対象としたいわ
ゆる研修会のようなものは図書館主催ではやっていないということですね。

特別支援学校に対しては、事業概要に出ておりますが、4番の26ページで都立特別支
援学校との連携ということで、出張おはなし会とか、選書の支援等を実施いたしてござ
います。これも同じものが4枚目の読み聞かせ、出張おはなし会、講師の派遣の一番下のと
ころに出てございまして、これの内訳が資料3-2の3番ということで、回数と実施した学校
についてリストを記載させていただいております。以上です。

【中央図書館長】 補足します。PRの強化につきましては、対象が、今学校にお配り
をするということなんですが、先ほど多摩図書館長からも話がありましたように、学校以
外の家庭の中でぜひ我々にも欲しいという要望が強いものを、今後もそうですが、そうい
ったものについては、お手元にある「これならできる！ 自由研究」も含めて、「読み聞か
せABC」は有償頒布しているんですが、あらゆる機会を捉えて都民の方の要望に応える
ような形で、希望があれば定価で有償頒布をしていきたいと考えております。きょうお配
りしたかなりの冊数の印刷物がありますけれども、要望があれば学校現場以外も含めて情

報提供していきたいと考えております。以上です。

【齊藤委員】 情報提供の仕方なんですけれども、これだけすばらしいものができ上がっていて、一つ一つ見ると本当におもしろい。でも、学校に行くと、ある限られたところで、そこだけの反響になってしまって広がっていかない。あるいは、学校を超えて生徒のご父母とか、そういった方々が興味を示してもなかなかそこにつながってゆかない、そういうことがあるような気がします。

ある組織の中でこういったものが配られて、ずうっと現場においてくるというルートももちろんあるかと思うんですけれども、これをつくられた図書館の方と受け取った学校のほうでこれはおもしろいと思われる方、それからご父母の方でこれはおもしろいと思われる方、そういった人がつながっていかないと、なかなか生きた形では広がってゆかないのかなという気がいたします。一方で、組織に対して配布しつつ、そういうことをしながら、何かこれにぴんとくる人たちと言うんでしょうか。そういった人たちのつながりで広げていく。例えばこれを一般の方々に配布するときも、都庁に来てくださいということもあるかもしれませんが、やはり学校とご父母との関係の中で配布するという方法もあるんじゃないかと思います。素晴らしいツールがたくさんあるわけですから、これが必要だとか、おもしろいとか、これは役に立つというような人のつながりができていくと、より広がってくるのではないかと思います。

【中央図書館長】 わかりました。

【近藤議長】 ほかにいかがでしょうか。

【梨屋委員】 学校司書がいる学校が、非常勤とかボランティアなどで随分ふえてきてはいますけれども、週に3日とか、2～3時間だけとか、本当に毎日図書館があいているわけではない状況があること、あと、司書教諭もすべて置かれているわけではなく、学校の用事が忙しくて余りかかわってられないという状況をよく聞きます。

そんな状況で、こういうすばらしい資料をつくられて配っていても、例えば学校司書さん、教員じゃない人たちが教員に対してこんな資料がありますよと周知できる場が用意されているのか。例えば職員会議など入れない場合が多いじゃないですか。そういうところがちゃんとつながりができていないのに、このようなものをただ送って配りましたというのだと、せっかくの活動がむだになっているのではないかと思いますので、その辺、図書館として学校側に働きかけとかはできないのでしょうか。

【中央図書館長】 そういった意味では、都立中央図書館も東京都教育委員会の組織の傘下ですので、都立高校、義務教育を含めて、いろんな場面、場面で、代表の方、学校長

も含めて集まる場面で、こういったものを都立図書館がつくっているということのPRですね。それから、各現場、現場の横の連携、連絡方法を周知徹底してもらうような形で、あらゆる場面で今後を含めてPRをしていきたいと思っております。

【梨屋委員】 横の連絡なんですけれども、教員じゃない学校の司書さんとか、図書館スタッフの方の研修の場がないところが多いという話を私は聞くのですけれども、例えば学図研などに参加して勉強している方は、自費でそういう研修会に行かれているわけですね。その研修とか、顔合わせとかをする機会がないところが多くて、またそれも実費でということになってしまっているのです、その辺はこのままでいいのでしょうかということですね。

【中央図書館長】 そこら辺は、我々のほうも現場の現状、状況をはっきりつぶさに把握しているわけではないので、そこら辺については今後現場がどういうふうなニーズを持っているのかも含めて、もう少し時間をいただきたいと思っております。

【近藤議長】 お約束の時間をとうに過ぎてしまいまして、申しわけなく思っているんですが、ただいま出てきたようなご質問等につきましてはこの後もいろいろとご説明等があるかと思っておりますので、それらも都立図書館の役割ということでご説明していただきたいと思っております。

本当は40分に終わらなければいけなかったんですが、この後の施設見学をどうしようかということについては、この後、事務局で判断してくれていると思っております。そろそろ時間のようなので、本日の議事はこれで終了させていただきたいと思っております。

それでは、ここで司会を事務局に移したいと思っております。円滑な議事進行にご協力をありがとうございました。

【企画経営課長】 それでは、近藤議長を初め委員の皆様、本日は活発にご議論いただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして、本日の協議会を終了させていただきます。

午後5時10分閉会